

一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設維持管理記録簿【焼却施設】(法第八条の三第二項 法第十五条の二の三第二項)

○固形燃料(一般廃棄物)保管設備の監視状況と措置

・關係法令

施行規則第四条の五の二(一般廃棄物)及び施行規則第十二条の七の二(産業廃棄物) ロ)焼却施設の燃焼室中の燃焼ガスの温度等、 ハ)冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日、ニ)煙突から排出される排ガス中のダイオキシンの濃度及びばい煙濃度、

ホ)固形燃料の保管設備内の清掃を行った年月日であり、これに則って下表を作成した。

2025年度		埼玉工場 固形燃料 保管設備													
一般廃棄物のみ	ロ)	項	目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		ⅰ. 固形燃料を保管設備に搬入しようとする場合にあっては、次のとおりとする。 ・固形燃料に含まれる水分が十重量パーセント以下であり、かつ、固形燃料の温度が外気温度を大きく上回らない程度であること。 ・固形燃料の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認し、かつ、記録すること。	(1)測定位置(水分)												
	(2)測定年月日(水分)														
	(3)測定結果(水分)		平均値												
	ⅱ. 保管設備に搬入した固形燃料の性状を適切に管理するために水分、温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。	(1)測定位置(温度)													
		(2)測定年月日(温度)													
		(3)測定結果(温度)	平均値												
	ⅳ. 固形燃料をビツその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合 (2)容器中の固形燃料の性状を把握するために適当に抽出した容器毎に固形燃料の温度を測定し、かつ、記録すること。	(1)測定位置(温度)													
		(2)測定年月日(温度)													
		(3)測定結果(温度)	平均値												
	ⅴ. 固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合 (1)保管設備内の温度及び一酸化炭素濃度を連続的に測定し、且つ、記録すること。	(1)測定位置(温度)													
		(2)測定年月日(温度)													
		(3)測定結果(温度)	平均値												
	ⅵ. 固形燃料をビツその他の外気に開放された場所に容器を用いないで保管する場合 (保管期間が7日を超えとき、又は保管することのできる固形燃料の数量が1日当たり処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるとき) (4)保管設備内の温度を連続的に測定し、且つ、記録すること。	(1)測定位置(温度)													
		(2)測定年月日(温度)													
		(3)測定結果(温度)	平均値												
	ⅷ. 固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合(保管期間が7日を超えとき、又は保管することのできる固形燃料の数量が1日当たり処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるとき) (5)保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、且つ、記録すること。	(1)測定位置(温度)													
		(2)測定年月日(温度)													
		(3)測定結果(温度)	平均値												
		(1)測定位置(CO)													
(2)測定年月日(CO)															
(3)測定結果(CO)		平均値													
ホ)	以下の設備の保管設備内の清掃を行った年月日	清掃実施年月日													
	・固形燃料をビツその他の外気に開放された場所に容器を用いないで保管する場合(保管期間が7日を超えとき、又は保管することのできる固形燃料の数量が1日当たり処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるとき)														
	・固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合(保管期間が7日を超えとき、又は保管することのできる固形燃料の数量が1日当たり処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるとき)														
【コメント】															